令和８年11月17日　記者会見資料
地域・市民生活部人権・男女共同参画課

第六次長野市男女共同参画基本計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

地域・市民生活部人権・男女共同参画課

NAGANO

1　計画策定の趣旨

平成15（2003）年4月に制定された「長野市男女共同参画推進条例」に基づき「長野市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を通して男女共同参画を推進している。

「第六次長野市男女共同参画基本計画」（以下「第六次基本計画という。」は、社会情勢や市民の意識、国等の動向をふまえ、ジェンダー主流化の観点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた効果的な施策を推進することを目的として、策定するもの

2　計画の基本理念

（※長野市男女共同参画推進条例第３条を要約）

（1）　男女の人権の尊重
（2）社会における制度又は慣行についての配慮
（3）　政策等の立案及び決定への共同参画
（4）　家庭生活における活動と他の活動の両立
（5）　国際社会の動向への配慮

3　長野市が目指すべき姿

男女共同参画の推進によるウェルビーイングの実現

市のあらゆる施策においてジェンダー主流化の視点を取り入れ、推進していくことで、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮しながら、暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指す。

4　計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」 第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画であり、「長野市総合計画」の個別計画。

また、以下の計画と一体的に策定する。

- ○　女性活躍推進法に基づく市町村推進計画
- ○　DV防止法に基づく市町村基本計画
- ○　女性支援新法に基づく市町村基本計画

5　計画の期間

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度まで（5年間）

6　計画の体系①

基本目標1　男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

主要課題1　男女共同参画についての理解促進

- 基本施策（1）　男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発
- 基本施策（2）　男女共同参画センターにおける取組の推進
- 基本施策（3）　男女共同参画に係る調査、研究、情報提供の充実
- 基本施策（4）　国際社会の動向への理解促進

主要課題2　子ども・若者における男女共同参画意識の醸成

- 基本施策（5）　子どものころからの男女共同参画に係る教育の充実
- 基本施策（6）　男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援
- 基本施策（7）　プレコンセプションケアの促進

基本目標2　あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

主要課題3　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 基本施策（8）　附属機関等への女性の参画拡大
- 基本施策（9）　市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進
- 基本施策（10）　政治分野の女性の参画促進

6　計画の体系②

主要課題4　地域における女性リーダーの創出と男女共同参画の推進

- 基本施策（11）　地域における女性リーダーの育成
- 基本施策（12）　住民自治協議会や区、自治会等への女性の参画促進
- 基本施策（13）　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主要課題5　職業生活における男女共同参画の推進
（女性活躍推進法に基づく市町村推進計画）

- 基本施策（14）　女性活躍に向けた取組の推進
- 基本施策（15）　ハラスメントのない職場づくりの推進
- 基本施策（16）　女性の就労・起業支援
- 基本施策（17）　あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本施策（18）　男性の家庭生活への参画促進
- 基本施策（19）　希望に応じた職業生活と家庭生活の両立に向けた支援
- 基本施策（20）　子育てや介護等の支援策の充実
- 基本施策（21）　仕事と健康課題の両立に向けた支援

基本目標3　健やかで安全・安心な暮らしの実現

主要課題6　生涯を通じた女性への健康支援

- 基本施策（22）　リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解促進
- 基本施策（23）　ライフステージに応じた健康課題への支援

6　計画の体系③

主要課題7　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
（DV防止法に基づく市町村基本計画）

- 基本施策（24）　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶のための広報、啓発の推進
- 基本施策（25）　被害者支援の基盤強化

主要課題8　困難な問題を抱える女性への支援
（女性支援新法に基づく市町村基本計画）

- 基本施策（26）　各種相談体制の周知と機能強化
- 基本施策（27）　困難な問題を抱える女性への自立支援

7 指標一覧

		施策の指標	内　　容	計画策定時（R8年度）	目標値（R13年度）	目標値設定の考え方
基本目標1	A	性別による固定的な役割分担の意識度	「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	72.9%	80%	性別による固定的な役割分担意識の醸成を更に図り、反対する市民の増加を目指します。
	B	プレコンセプションケア、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（RHR）の啓発推進度	高等教育機関におけるプレコンセプションケアやRHRをテーマとした男女共同参画セミナーの開催回数	1回	4回	若い世代において、性と健康に係る事柄を自分ごととして捉え、正しい知識を得るための機会の増加を目指します。
基本目標2	C	市の政策・方針決定過程への女性の参画度	附属機関への女性の参画度	34.9%	40%	附属機関委員の数が男女とも40%以上になることを目指します。
	D	長野市役所における管理的地位にある職員に占める女性の割合	長野市役所における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（消防職員を除く）	12.2%	30%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、管理的地位（課長相当職以上）にある女性職員の増加を目指します。
	E	地域の方針決定の場への女性の参画度	行政連絡区における女性区長の割合	1.5%	3%	住民自治の意思決定の場への女性の参画を促し、女性区長の増加を目指します。
	F	男性の家事への参画度	男性の平日１日当たりの家事従事時間が1時間以上の割合	51.0%	60%	男性の平日１日当たりの家事従事時間の増加を目指します。
	G	長野市役所における男性職員の育児休業取得率	長野市役所（市長部局及び消防局）における育児休業（2週間以上）を取得する正規男性職員の割合	※前年度結果 R7年度 81.3%	100%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、育児休業を一定期間以上取得する男性職員の増加を目指します。
基本目標3	H	DVについて相談できる窓口の認知度	DV被害にあったとき、相談できる窓口を知らない市民の割合	38.8%	20%	DV被害にあったとき、当事者又はその周囲の人が相談する場所を知らない市民の減少を目指します。
	I	DVなどの身近な暴力は人権侵害であるとの認識度	DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	77.5%	80%	DVがどのような場合でも人権侵害に当たることへの認識を増やすことを目指します。
	J	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の認知度	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を知らない市民の割合	64.3%	50%	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を知らない市民の減少を目指します。

A・F・H・I・J長野市男女共同参画に関する市民意識と実態調査　C・E　女性の公職等参画状況調査　　D・G　長野市役所特定事業主行動計画

8　パブリックコメントの実施内容

募集期間	令和8年11月26日(木)から令和8年12月21日(月)まで
閲覧場所	人権･男女共同参画課、行政資料コーナー、各支所、市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
提出方法	ながの電子申請サービス、Eメール、郵送、FAX、持参

9　今後のスケジュール(案)

実施日		内容	
令和8年	11月　10日	臨時部長会議	計画案の内容及びパブリックコメントの実施について協議
	16日	政策説明会	計画案の内容及びパブリックコメントの実施について説明
	17日	記者会見	計画案の内容及びパブリックコメントの実施について説明
	11月26日～12月21日	パブリックコメントの実施	
令和9年	1月　下旬	男女共同参画審議会	パブリックコメント結果の報告、答申案の協議・決定
	1月　下旬	男女共同参画審議会	答申
	2月　8日	臨時部長会議	パブリックコメント結果の報告、計画の決定
	15日	政策説明会	パブリックコメント結果及び計画の説明
	17日	記者会見	計画の公表
	4月　1日	**第六次長野市男女共同参画基本計画　開始**	